

エコマークガイドラインの一部改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の主旨

世界貿易機関（WTO）の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」において任意規格に該当するエコマークは、同協定にもとづき、作業計画の公表のため通商弘報（JETRO）に年4～5回の公告掲載（有料）を行うと共に、その作業計画の存在をIEC情報センターへ通報している。

今般、業務の効率化をはかるため、作業計画の公表方法をこれまでの通商弘報への公告掲載に代えて、今後は（同協定にもとづき）少なくとも6ヶ月に一度、エコマークウェブサイトで作業計画の公表を行い、IEC情報センターへの作業計画の存在の通報は、（一財）日本規格協会を通じて行うように変更する。そのため、同作業を定めた「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程」について一部改定を行いたい。

2. 改定内容

添付の「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程」（案）のとおり（改定箇所＝太字部分）

3. 改定実施日

2017年9月28日

以上